

医政発 0329 第 2 号
令和 6 年 3 月 29 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令」の公布について（通知）

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 113 号）については、別紙のとおり令和 6 年 3 月 29 日に公布されました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれでは、これを御了知いただくとともに、貴管内市町村を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

- 診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）第 19 条第 1 項の規定により、診療放射線技師国家試験の問題の作成、採点その他試験の実施に関する必要な事項をつかさどらせるため、厚生労働省に診療放射線技師試験委員を置くこととされており、診療放射線技師試験委員は、同条第 2 項の規定に基づき、診療放射線技師の業務に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣によって任命される。また、その人数については、同条第 3 項の規定に基づき、診療放射線技師法施行令（昭和 28 年政令第 385 号。以下「令」という。）第 6 条第 1 項において 24 人以内とすることとされている。
- 今般、国民の医療へのニーズの増大と多様化、チーム医療の推進による業務の拡大等により、診療放射線技師に求められる役割や知識等が変化していることを踏まえ、「診療放射線技師国家試験出題基準改定検討会」において、診療放射線技師国家試験の課題及び改善すべき事項等について検討が行われた。
- 令和 4 年 12 月にとりまとめられた当該検討会の報告書では、「診療放射線技師学校養成所指定規則の内容の充実が図られる中で（※）、診療放射線技師国家試験についても、内容を充実させ、出題形式の工夫を図るとともに、試験の質を担保する観点から、試験委員の上限を 36 人程度に増加させることが望ましい」等の方向性が示されている。
- これを踏まえ、令について所要の改正を行う。

※ 令和元年 11 月に取りまとめられた診療放射線技師学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書に基づき、診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 4 号）が一部改正され、令和 4 年 4 月から当該改正を踏まえた新しいカリキュラム等が運用されている。

第2 制定の内容

- 令第6条第1項について、診療放射線技師試験委員の数を下記のように改正する。

改正前	改正後
第六条 診療放射線技師試験委員（以下「委員」という。）の数は、 <u>二十四人</u> 以内とする。	第六条 診療放射線技師試験委員（以下「委員」という。）の数は、 <u>三十六人</u> 以内とする。

第3 施行期日

- 令和6年4月1日

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和6年3月二十九日

政令第百十三号

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「三十四人」を「三十六人」に改める。

附則

この政令は、令和6年4月1日から施行する。

厚生労働大臣 武見 敏三
内閣総理大臣 岸田 文雄